

審議会等の会議結果報告

1 会議名	令和6年度第2回津市国民健康保険運営協議会
2 開催日時	令和7年1月30日（木） 午後3時から午後4時30分まで
3 開催場所	津市本庁舎 4階庁議室
4 出席者の氏名	（津市国民健康保険運営協議会委員） 大倉康義、奥野幸司、草深泰幸、鈴木桂子、中西一代、 奥野利幸、花井博祥、日沖明子、村阪敏規、渡部泰和、 奥田正洋、葛西豊一、河合紀子、水谷隆、小野利幸、坂 口浩二、内藤誠 （事務局） 健康福祉部健康医療担当理事 勢力実 健康福祉部健康医療担当参事 濱田耕二 健康福祉部保険医療助成担当参事（兼）保険医療助成課 長 木崎彰 保険医療助成課調整・管理・年金担当主幹 江角綾子 保険医療助成課保険担当主幹 神田敦史、濱村章史、 関岡宏幸 保険医療助成課保険担当副主幹 澤理恵
5 内容	(1) 令和6年度決算見込み及び令和7年度当初予算案 等について (2) 国民健康保険制度の改正について (3) 子ども・子育て支援金制度の創設について
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	健康福祉部保険医療助成課管理・年金担当 電話 059-229-3159 e-mail 229-3159@city.tsu.lg.jp

・議事の内容 下記のとおり

開会

事務局	定刻になりましたので、ただ今より、令和6年度 第2回津市国民健康保険運営協議会を開催いたします。本日は、お忙しい中、当協議会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
-----	---

担当理事	それでは、事務局を代表いたしまして、健康福祉部健康医療担当理事よりご挨拶申し上げます。 皆さま、こんにちは。健康医療担当理事の勢力でございます。 本日は何かとご多用のところ、当運営協議会の会議に、ご出席いただき誠にありがとうございます。 この運営協議会は、保険給付、保険料の徴収など国民健康保険事業の運営に関する重要事項の審議を行うこととされております。 健全な国保の運営に向けまして、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。 さて、本日は、お手元の事項書のとおり、令和6年度決算見込み及び令和7年度当初予算案等について、続いて、国民健康保険制度の改正について、さらに子ども・子育て支援金制度の創設についてなどを議題としております。 ご協議のほど、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私のあいさつとさせていただきます。
事務局	次に、本日の委員の出欠状況について申し上げます。 本日の出席者数は17名でございます。なお、石川委員よりご欠席のご連絡をいただいております。津市国民健康保険条例第2条に掲げる委員の各1名以上を含む過半数の出席がありますので、津市国民健康保険条例施行規則第4条第5項の規定を満たしておりますことをご報告します。 この会議の結果につきましては、会議録を作成し、「審議会等の会議結果報告」という形で津市のホームページに登載されることとなりますのでご承知おきください。 本日は、先日送付いたしました、事項書及び資料にあります、令和6年度決算見込み及び令和7年度当初予算案等、国民健康保険制度の改正、子ども・子育て支援金制度の創設について、以上3つを議題としております。どうぞ、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議長、会議の進行をよろしくお願いいたします。 くり返しになりますが、委員の皆様におかれましては、たいへんお疲れのところ、ご出席いただきましてありがとうございます。 本日の事項を見てみますと6年度の決算見込み、7年度の予算案が中心になるかと思えます。皆さんもご存じのとおり医療現場の方からはコロナの補助金もなくなり、医療技術の高度化、高額薬剤、人件費の高騰など大変だという声が聞こえてきます。一方で保険料の収入ですが、高齢化、低所得者の増加など、このような構造

	が続けば、保険料を上げ続けなければならなくなりますので、皆さんの忌憚のない意見をいただき、有意義な会議となりますよう、挨拶とさせていただきます。
--	--

議事

議事 1 令和 6 年度決算見込み及び令和 7 年度当初予算案等について

(1) 令和 6 年度決算見込み

歳入の主なものとしまして、国民健康保険料は、約 47 億 8,400 万円で、令和 5 年度と比較しますと、約 1 億 8,700 万円、3.8%減の見込みです。これは、高齢化の進展やパート従業員等に対する社会保険の適用拡大などを反映し、国民健康保険被保険者数の減少や低所得者の割合増加によるものと見込んでいます。

被保険者数は、令和 5 年度の 46,825 人から令和 6 年度は 43,412 人となっており 3,413 人減(7.3%減)となっています。

歳出の主なものとして、保険給付費は、約 181 億 9,600 万円で、令和 5 年度に対して約 2 億 1,000 万円、1.2%の増加を見込んでいます。保険給付費の増加は、被保険者の減少が続いていますが、医療技術の高度化や高額薬剤の影響により一人当たり医療費の増加を要因として、保険給付費が増加していると考えています。

保険給付費、一人当たり給付額とその対前年比は、令和 6 年度の一人当たり給付額は約 41 万 9,000 円で、令和 5 年度の約 38 万 4,000 円に対して、約 35,000 円、9.1%の増加を見込んでいます。

また、県が医療費を支払う財源となる市町に求める納付金ですが、前年度の医療費の実績などから、約 67 億 1,900 万円となっており、令和 5 年度と比較して約 7,100 万円、1.1%増となっております。

これらの状況から、令和 6 年度の決算見込みは、歳入約 252 億 4,000 万円に対し、歳出は約 257 億 2,900 万円で、歳入から歳出を差し引きますと、約 4 億 9,000 万円の赤字となる見込みで、令和 5 年度からの繰越金約 3,800 万円などを除く実質単年度収支は、約 5 億 2,800 万円の赤字の見込みとなります。

(2) 令和 7 年度の当初予算案

歳入の主なものですが、令和 7 年度の保険料収入は、引き続き被保険者の減少が見込まれるため、約 46 億 6,300 万円で、令和 6 年度当初予算に比べて約 1 億 2,600 万円、約 2.6%の減少を見込んでいます。

次に歳出の中で主なものですが、県が医療費を支払う財源となる市町に求める納付金は、前年度の医療費実績などから、約 65 億 1,400 万円で、令和 6 年度当初予算と比べて約 2 億 500 万円、約 3.1%の減少を見込んでいます。

これらのことを受けまして、令和 7 年度の当初予算案では、歳出は約 260 億

2,700 万円に対して、基金繰入金を除く歳入は約 256 億 200 万円となり、歳入から歳出を差し引きますと約 4 億 2,500 万円の赤字の見込みとなります。

(3) 基金積立金について

基金積立金は、特別会計において決算上生じた余剰金を積み立てることになり、令和 5 年度末の基金残高は、約 21 億 8,200 万円となっています。

令和 6 年度予算の 3 月補正案において、歳出に対して歳入が約 4 億 9,000 万円の不足が見込まれ、同額の基金を取り崩し、基金繰入金として計上しています。さらに、令和 7 年度予算案では、歳出に対して歳入が約 4 億 2,500 万円不足していることから、同額の基金を取り崩し、基金繰入金として計上しています。

これにより、基金残高は、令和 6 年度末時点で約 16 億 9,300 万円、令和 7 年度末時点で 12 億 6,800 万円となる見込みです。

(4) 財政見通しについて

被保険者数の減少に伴い、保険料収入も減少していきます。

一方で、保険料収入の減少と同様に保険給付費も減少傾向を見込むものの、診療報酬の増額改定等の影響によって、一人当たり給付額が年々増加していることを要因として、保険給付費は被保険者数の減少ほど減少するには至っておらず、今後もこのような傾向が続くと見込まれることから、国民健康保険の財政運営は年々厳しいものになると予測しています。

津市国民健康保険では、平成 28 年度に保険料率の増額改定以降、令和 5 年度末で約 21 億 8,000 万円の基金を積み上げることになりましたが、令和 5 年度には単年度赤字となり、令和 6 年度の決算見込みや令和 7 年度の当初予算案でもお示ししたとおり、現状の制度の中では今後も赤字が継続するものと見込んでおり、近い将来には保険料の増額改定が必要になります。

今回の財政見通しの推計については、津市の国保財政の傾向を把握しやすくするため、作成しました。推計の前提としましては、現在の国保制度が継続されると想定した上で、財政状況を厳しめに作成しましたので、ご理解いただきますようお願いします。

被用者保険の適用拡大や税制改正による国民健康保険事業への影響が見込まれるなど、不確定要素がありますが、現行制度のままで推計したところ単年度赤字は継続し、早ければ令和 9 年度末には基金が枯渇することになります。

今後については、制度改正の影響や決算の確定値等を踏まえて推計も見直すことで、基金の枯渇時期を把握していきたいと考えています。

また、保険料率については、三重県では令和 11 年度において、県の示す標準保険料率(±5%)への緩やかな県下での統一を行うこととしていますので、このことにも留意しつつ、今後の料率改定について検討していくことになります。

○意見、質疑応答等

(委員)

資料の数字は厳しめに見たということだが、「厳しめ」に何か根拠はあるのか。

(事務局)

推計の例ですと、財政収支に大きな影響があるのが県に払う納付金があります。この納付金は今後もまだ伸びるものとして推計しています。令和4～6年のコロナ明けの伸び率を見て上げていましたが、令和7年度は久しぶりに下がりました。これは、保険給付費の頭打ちから下がったのかはわかりませんが、この伸び率から財政上厳しい推計を作りました。

(議長)

「厳しめ」の判断は難しいが、基金がなくなっていくのは目に見えている。それを保険料収入で賄うのはとんでもない話。厳しいと思うが事務局の考え方は。

(事務局)

保険給付費を支払うために、今の割合が変わらないまま保険料で賄おうとすると破綻する可能性があります。制度自体の破綻の可能性もあります。給付費は抑えつつ、公費の投入を増やすような財政支援の要望はしていますが、今後は保険制度の改正も踏まえた検討も必要でないかと考えます。

(委員)

平成30年に広域化、令和11年に統一化という過渡期にあるが、広域化して令和11年までの津市単独よりも広域化して救われているというメリットは途中経過としてあるのか。納付金は県からの数字を鵜呑みにしているのではないか、金額に対して比較検討・分析はしているのか。津市より財政状況の悪い市町を肩代わりしている等、事務局はわかっているのか。わかった上で統一化の分析はどうか。

(事務局)

平成30年度の広域化をきっかけに国から毎年3,400億円の公費が拡充された。そこは国保財政にとっては大変助かっている。最近、国は令和15年までに統一するようという指針を出しています。三重県は令和11年までにゆるやかな統一を謳いつつ、15年に完全統一をめざしていると聞いてます。

メリットとしては県内市町の中でも津市は医療費をたくさん使う傾向があるので、県内で統一して負担していることを考えると、その分を他の市町が負担しているとも言え、金額としては8千万～1億円と変わってくるという分析しています。

(委員)

それは逆に言えば県は納付金の計算の仕方が不公平ではないのか。

(事務局)

全国的には医療費が多い市町に多く納付金をかけている都道府県が多いです。中でも完全統一をすでにしている大阪府や奈良県など進んでいる府県もあれば、進んでいない所もたくさんありますが、三重県は比較的進んでおり、各市町の保険給付費を使う使わないではなく県で一本化しようという動きは全国で11道府県あり、三重県も入っています。これは平成30年に始まったわけではなく、段階的に進んでおり令和5年度から完全に一本化しています。令和5～7年度は今までより8千万円程度得をしていると言えます。それはたまたまそうであっただけで、他市では1億円近く損をしているとも言えます。

(委員)

それは公平さができてないのではないのか。それは県が仕切っているのか。

(事務局)

国も県内で医療費の過多によって市町に差をつけることのないよう指導しています。

(委員)

津市単独メリットは国の約3000億円だけか？この先、財源として国や県が出していかないと成り立たないのではないのか。

(事務局)

基本には医療費の半分以上は公費が出ています。

(委員)

それは広域化をする前から出ており広域化するメリットを、市財源だけではなくて、国や県の支援があり、基本的に高齢者で支えるような国保運営を…

(議長)

よろしいですか。

令和11年を目指して広域化を議論していくには資料が少なすぎる。もっと議論していかないといけないことであり、なぜ津市は医療費が多いのかもわからない、国立病院が多いからか、その割に救急は実に悪く、そんな中でも保険料を負担しないといけないのかという声も出てくるだろうし、資料もなしに話をしても仕方がない。ちょっと先の話になる。広域化についてはちょっと。(待つてほしい)

(委員)

財政見通しが厳しいが、全国的に見て厳しいのか、津市は全国に比べてどうか。

(事務局)

県内を見ても値上げが必要であろうということは県も示しており、全国的

に見ても医療費が増加している状況から同じと思われます。

(委員)

全国的なことなら、国会で議論していく必要があると思うが、県政要望以外で国に要望していく手段はあるのか。

(事務局)

全国知事会、全国市長会を通じて要望を行っています。

(委員)

保険料を上げるにしても、十分努力していることを説明していかないと理解を得るのは難しい。

(委員)

令和2年度から被保険者数・世帯数、一人当たりの給付金額の資料があるが、分析の部分で被保険者は後期高齢者へと移行しているという考え方で良いのか。他市と比べて高いと言われる給付金額を抑える・調整することはできるのではないのか。

(事務局)

国への年次報告から分析して、一人当たりの医療費は医療給付費も減っているが、それにも増して被保険者数の減少があり、増となっています。

調剤報酬についても同様で、全体的な調剤報酬としては下がっているが、高額な薬剤が承認され、トータルとしては上がってきている状況にあります。

(委員)

資料に、安定的な財政運営を行うために、近い将来には保険料率の増額改定が必要になるとあるが。

(事務局)

県は毎年、標準保険料率を毎年示しているので、改定にあたっては参考にしていきます。

(委員)

原因究明は難しいが少なくとも赤字になるのは間違いないと思う。これは入口と出口の話だが、入口として国や県の他力本願ではなく、市としては値上げしかないと思われるが、値上げするにしてもタイムスケジュールはどうなのかを考える必要がある。

また、出口をなんとかするということで、例えばジェネリック医薬品の使用が津市は低いがどう考えていくのかなど具体的な方法論がないと財政状況は変わらないと思うので、(入口出口)両方の視点から考えて建設的な話にしたい。

(委員)

今の発言に関連して、やはり入口・出口の問題で、出口の部分で国保の皆さんの使い方、医師会の協力を求める中で利用内容・金額負担をどう減らしてい

くか、これは一般企業であれば普通のことだと思います。入口が少ないのであれば出口を抑える、効率化を図るなどをしていかないと。

もう一つ、現時点でもし保険料の引き上げがあればどれくらいまで試算をしているのか。審議会の中でも内容として数値を出していただかないと論議もできない。

(事務局)

値上げについての試算のご質問ですが、津市の保険料の歳入は46億～47億円でございます。単年度赤字が約5億円ということになりますので、今の保険料では十数パーセントが保険料だけでは足りないのではないかと考えています。

市の自力部分ですが、法定内では繰入れておりますが、法定外の繰入については、国の考え方によると法定外の繰入はしないことになっています。財政支援の中で保険者努力支援の交付金の繰入をしないとその分点数をいただけて、交付金に上乗せされるという制度になっていますので、財政上難しいと考えます。

出口の適正化・効率化については、ご紹介いただいたジェネリック医薬品の利活用につきましては、これまでも差額通知等で広報していますが、今後も先進的な市町を研究して取組みたいと思います。

(委員)

年間5億円程度の赤字構造で、この赤字部分は市から出すのか、県から借りるのか。

(事務局)

基本的には推計を見ながら料率改定が一番と思いますが、赤字になった場合は県の取りまとめの制度の中からお金を借りて一旦お支払いすることになります。その後、返済のできる保険料率の計画を立てる制度になっています。

(委員)

借りた分の県への返済は保険料率に上乗せするということか。

(事務局)

法定外繰入は基本的には認められない制度の中で運営していくことになりますので、保険料の値上げの中から返済することになると思います。

(委員)

赤字を解消するために補填していくと毎年毎年の引き上げになると思われる。令和11年度の統一化に向けて、どのような保険料率の推移になるのか。試算をしているのか。

(事務局)

保険料率として試算はしていませんが、全体予算45億円程度のなかで十数パーセント足りないと考えていますので、その分が改定率の目安になるので

はと思われます。

(委員)

物価が高騰して、国保加入者の方も基本的には会社勤めを終えられた方々で収入が非常に厳しい状況である。その中での保険料はさらに厳しいと思われるが、各家庭はどれくらい上がるのか。また、保険料だけで財政を補おうとしているのか。

(事務局)

財源については、保険料以外では考えておりません。

また、保険料総額ですと十数パーセントですが、一人当たりの保険料が津市の場合 11 万円程度になっていますので、そこに十数パーセントを上乗せすることになるであろうと考えています。

(委員)

社会保険の適用範囲が増え、人生 100 年時代、高齢化も進んでおり、全国的・将来的に破綻が見えている。他の社会保険と混ぜて新たな社会保険制度を作り直すべき時期にきている。運営協議会に留まらず、市長会や知事会など、市長なりに制度改革を求めていく時代にきている。抜本的な見直しが必要と考える。

(事務局)

今回の社会保障審議会で社会保険の適用拡大が議論される中で、全国市長会としては国保も含めた議論を求める意見と、全国市長会から国保制度の新たな枠組を要望しています。

(委員)

もっと声を大にして絶えず機会があれば要望していくことが大事だと考える。(制度が)時代に合っていない。

(委員)

国保連合会があると思うが、全国組織の国保中央会からも要望してはどうか。県政要望などは広範囲に渡るので埋もれてしまう。

レセプト点検は AI を利用して効率化する動きはあるか。

(事務局)

あらゆる方面に意見を言いながら進めていきたいと思います。

(委員)

以前とあまり変わらないような、名前だけの気がするがどうか。

(事務局)

法律上、県が財政を担うことになっている。県はどの程度真剣に考えてくれているのかと思う。

医療費の適正化なども県の会議で研修をしています。

(委員)

基本的なことだが、県支出金の中の普通交付金の増加は難しいのか。

(事務局)

交付金が増えているのは医療給付費を基にしているので難しいと思います。

(委員)

前期高齢者納付金は国保への納付金と聞いた。国保が厳しいと他の保険者に影響が出てくるので頑張してほしい。

(事務局)

65～74 歳までの加入者割合で決まってくる納付金であり、皆さん退職されてから国保に加入されるので、その支援金となっています。

(議長)

我々、代表は責任があるがどうやってまとめてよいのかわからない。令和 9 年度に基金はなくなる、医療費を抑える方法も見つからない。どんどん値上げていく、サラリーマンを終えた所得の低い人も上げていくのか、財源はどうするのか、はい賛成とはならない。議長としてどうしたら良いのか教えて欲しい。

(委員)

運営協議会という名前がおかしい。運営ができない。まとめようがない。

(議長)

こういう時は年に 2 回の会議では足りない。今日は意見をたくさん出してもらって安心したが議事録として残っていく。どうまとめたらよいか。

(事務局)

保険制度を運営していく中で財政が課題となっている料率改定も一番の方法だと考えるが、国県の要望なども踏まえて検討していきたい。今後の改定については次回以降もご議論をお願いしたいと思います。

議事 2 国民健康保険制度の改正について

(1) 国民健康保険の保険料の賦課限度額の引上げについて

改正の内容については、国民健康保険料の賦課限度額の引上げでございます。これは、令和 6 年 12 月 27 日に閣議決定された「令和 7 年度税制改正大綱」において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げることとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講じるため、国民健康保険法施行令に規定する市町村の賦課に関する基準が改正される見込みであることから、本市においても同施行令の改正後において、同様の引上げを行おうとするものです。

改正の内容としては、保険料の基礎賦課限度額をこれまでの 65 万円から 66 万円へ 1 万円の引上げ。後期高齢者支援金等賦課額をこれまでの 24 万円から 26 万円に 2 万円引上げしようとするものです。

また、津市国民健康保険条例の改正を行い、令和 7 年 4 月 1 日から施行しようとするものです。

○意見、質疑応答等

なし

議事 3 子ども・子育て支援金制度の創設について

こども未来戦略において、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化等を図るために、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充等の措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、特別会計を創設し、児童手当等を実施する費用に充てるため「子ども・子育て支援金制度」を創設するとされました。

今後、医療保険者による支援金の徴収、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務が定められ、「児童手当の拡充」から「自営業者等に係る国民年金第 1 号被保険者の育児期間の保険料免除の創設」等の費用にあてることとなります。

医療保険者が支援金の納付に要する費用に充てるため、被保険者から保険料として徴収することとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者への賦課徴収の方法等の決定を行います。

歳出改革と賃上げにより、実質的な社会保険負担の軽減効果を生じさせることで、その額の範囲内で、令和 8 年度から 10 年度にかけて段階的に導入することとし、各年度の支援納付金の総額の決定を行います。

なお、医療保険者が納付する支援納付金の国全体での総額は、令和 8 年度の概ね 6 千万円から令和 10 年度の概ね 1 兆円とされています。

医療保険者及び被保険者への影響については、当該事業の予算規模としては、個人・事業主拠出による全保険者からの 1 兆円に公費負担の 3 千億円程度を加えた 1.3 兆円で、その内、国民健康保険における支援納付金は 3 千億円程度と示されています。

また、国民健康保険被保険者一人当たりの支援金額は、令和 8 年度では月額 250 円、令和 10 年度では月額 400 円と示されています。

支援納付金の賦課に向けて、令和 8 年度から、これまでの保険料に上乗せする形で支援納付金分を賦課していくことになります。

しかしながら、保険料率の算定に大きな影響を及ぼす支援納付金について、現時点では算定スケジュール等が示されておりません。今後の国等の動向を注視し、本市の保険料率の決定に向けて、スケジュール等を検討していきます。

なお、現行の医療費等に係る納付金については、例年 11 月末頃に仮算定結果、

1 月末頃に本算定結果が県から示されますので、この状況も踏まえて準備することになります。

○意見、質疑応答等

(委員)

支援納付金について、条例も作るのか、際立って徴収するメリットは何か、社会保険の方はいくらになるのか。

(事務局)

賦課徴収については条例改正を伴います。被用者保険の方の平均として令和 8 年度は 300 円と示されており、令和 9 年度は 400 円、令和 10 年度は 500 円と国が示しているところです。

制度のメリットとしては、妊娠から子育てまで切れ目なく、を謳っていると思いますが、津市としてどの部分に力を入れていくかは資料を持ち合わせておりません。

(委員)

徴収は令和 8 年度からだが、給付はいつからか。

(事務局)

児童手当の見直しなどは、すでにスタートしている事業もあります。

(委員)

また改めて教えてください。

議事 4 その他

(事務局)

議事としてはございません。

閉会（議長）

本日の議題はすべて終了いたしました。これを持ちまして令和 6 年度第 2 回津市国民健康保険運営協議会を終了します。本日はありがとうございました。